

厚生労働省トピックス①

(職業安定局)

出生後休業支援給付及び 育児時短就業給付の創設

令和7年4月1日施行

1 創設の背景・経緯

我が国の出生数は、2022年に77万759人、2023年に72万7、288人と、統計を開始して1899年以来、最低を更新し続けており、これは急速な人口減少にも繋がっている。

- こうした急速な少子化・人口減少に歯止めをかけるため、令和5年12月22日に閣議決定された「子ども未来戦略～次元の異なる少子化対策の実現に向けて～」において、
(1) 若い世代が結婚・子育ての将来展望を描けない
(2) 子育てしづらい社会環境や子育てと両立しにくい職場環境が



2 出生後休業支援給付

(1)

「共働き・共育て」を推進するため、原則、両親がともに子の出生直後に育児休業を取得する場合に、育児休業給付に上乗せして、出生後休業支援給付金を支給する。

ただし、配偶者がいない場合には、配偶者の育児休業取得は要しない。

(※1) 男性は子の出生後8週間以内に女性は産後休業後8週間以内。

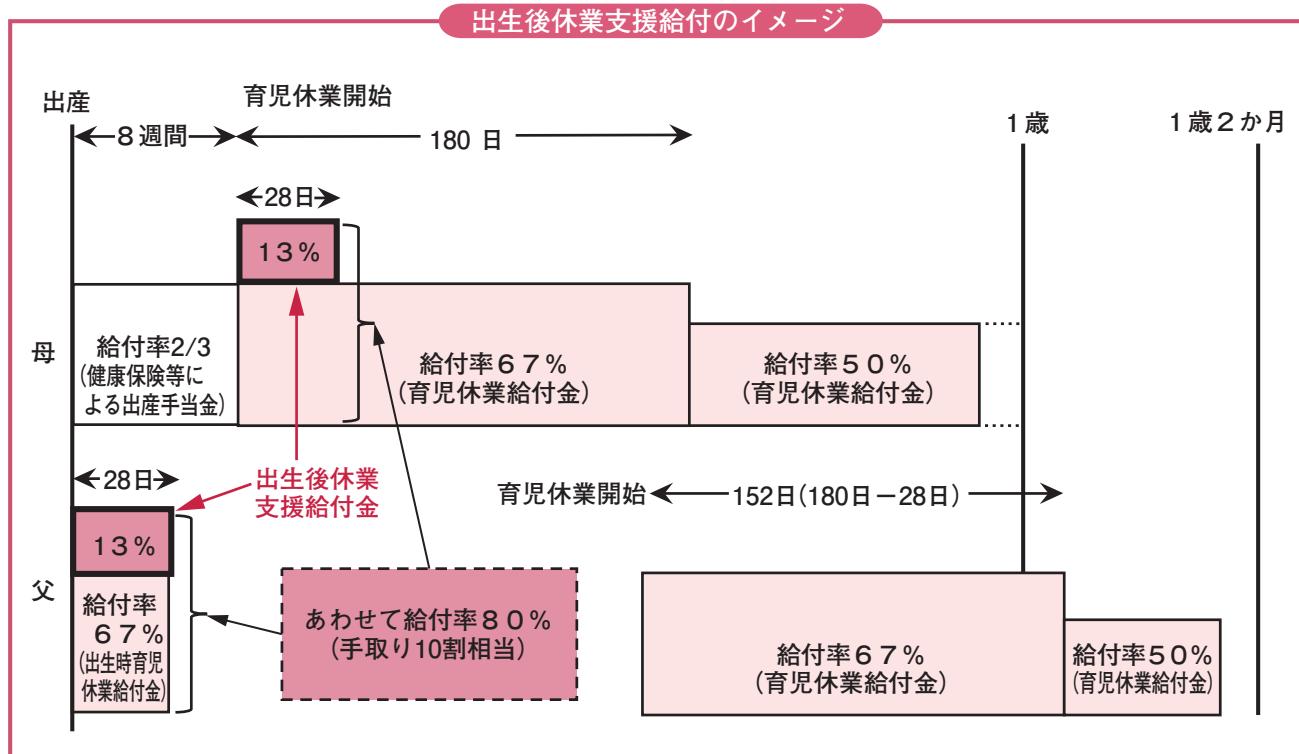
(3) 配偶者の育児休業の取得が不要となる場合

- 事業主から賃金が支給されないと
れば雇用保険料の負担がないこと
 - 育児休業等給付は非課税となること
 - から、手取りで10割相当が給付されることになる。
 - (2) 支給要件
 - 【図1 参照】
 - 欠勤が続いている、災害により行方不明となっているなど、配偶者が行方不明の場合も含む。)
 - 配偶者が被保険者の子と法律上の親子関係がない場合
 - 被保険者が配偶者から暴力を受け別居中である場合
 - 配偶者が無業者の場合
 - 配偶者が雇用される労働者でない場合（自営業者やフリーランスなど）
 - 配偶者が産後休業中である場合
 - その他配偶者が育児休業をすることができない場合
 - 子の出生直後の一定期間以内と。
 - 原則、被保険者が育児休業を開始した日前2年間にみなし被保険者期間が12か月以上あること。

【図1参照】

- 配偶者が無業者の場合
 - 配偶者が雇用される労働者でない場合（自営業者やフリーランスなど）
 - 配偶者が産後休業中である場合
 - その他配偶者が育児休業をすることができない場合

■図1 出生後休業支援給付



(4) 支給額

育児休業開始時賃金日額に、対象期間内に育児休業をした日数を乗じて得た額の13%に相当する額。給付日数は、28日が上限となる。

(5) 支給申請手続

原則、育児休業給付の申請手続と併せて、支給申請書等を事業主を経由して、その事業所を管轄する公共職業安定所長に提出しなければならない。

なお、申請期間は次のとおりである。

ア 被保険者が父親又は子が養子の場合

子の出生日（出産予定日前に子が出生した場合は出産予定日）から起算して8週間を経過する日

（又は①出生時育児休業の取得日数が28日に達した場合は達した日、②2回目の出生時育児休業を終了した日）の翌日から2か月を経過する日が属する月の末日まで

イ 被保険者が母親で子が養子ではない場合

育児休業を開始した日から起算して4か月を経過する日の属する月の末日まで

3 育児時短就業給付

(1) 概要

「共働き・共育て」の推進や、子の出生・育児休業後の労働者の育児とキャリア形成の両立支援の観点から、柔軟な働き方として、時短勤務制度を選択しやすくすることを目的として、2歳未満の子を養育するために所定労働時間を短縮することによる就業（以下「育児時短就業」という。）をした場合に、育児時短就業給付金を支給する。

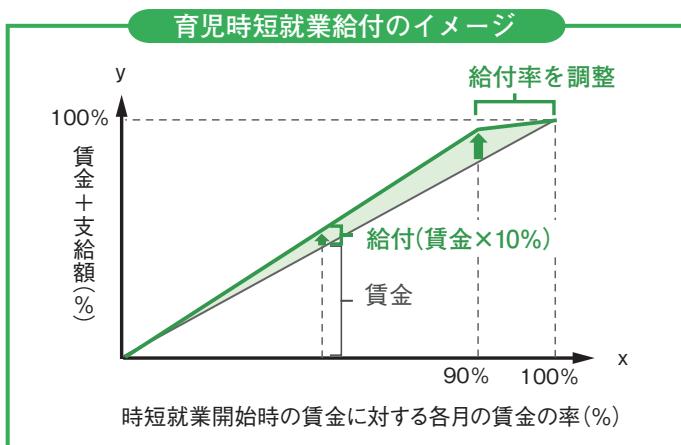
(2) 支給要件

原則、育児時短就業を開始した日前2年間にみなし被保険者期間が12か月以上あること、又は、育児休業給付の支給を受けていた育児休業終了後引き続き育児時短就業をしたこと。

(3) 支給額

育児時短勤務を開始した月から

■図2 育児時短就業給付



終了した月までの各月について、各月に支払われた賃金額に、次の区分に応じた割合を乗じた額。
ア 賃金額が育児時短就業開始時賃金月額の90%未満の場合
 イ 賃金額が育児時短就業開始時賃金月額の90%を超える場合
 育児時短就業開始時賃金月額に対する賃金額の割合に応じて10%から一定の割合で遞減する割合
 ただし、その額にその月に支払

された賃金額を加えた額が支給限度額を超える場合は、支給限度額から当該賃金額を減じた額を支給する。
 また、その月に支払われた賃金額が支給限度額を超える場合又は支給額が賃金日額の下限額80%を超えない場合は、支給しない。

【図2参照】

(4) 支給申請手続

原則、支給申請書等を事業主を経由して、その事業所を管轄する公共職業安定所長に提出しなければならない。

なお、申請期間は、初回の支給

申請は、育児時短就業を開始した日が属する月の初日から4か月以内、2回目以降は、次の支給対象月の初日から起算して4か月を超えない範囲で、公共職業安定所長が定める。

4 財源

医療保険料を負担する全世帯及び全経済主体が拠出する「子ども・子育て支援金」が財源として充てられる。

最近の労働情勢

項目		令和7年2月	令和7年3月	令和7年4月	備考	
就業者数	実数(万人)	6,768	6,770	6,796	実数は原数値	総務省統計局 「労働力調査」
	前年同月比(%)	0.6	0.7	0.7		
完全失業者数	実数(万人)	165	180	188	季節調整値	厚生労働省 「職業安定業務統計」
	前年同月比(%)	▲6.8	▲2.7	▲2.6		
完全失業率	(%)	2.4	2.6	2.7	前年同月比	
	季節調整値(%)	2.4	2.5	2.5		
新規	求人(%)	▲5.9	▲3.0	2.2	季節調整値	
	求職(%)	▲7.9	▲1.2	▲1.1		
	求人倍率(倍)	2.30	2.32	2.24		
有効	求人(%)	▲3.4	▲2.7	▲1.6	前年同月比	
	求職(%)	▲2.5	▲2.1	▲1.8		
	求人倍率(倍)	1.24	1.26	1.26		
就職件数	実数(千件)	95	126	105	実数は原数値	
	前年同月比(%)	▲12.0	▲5.4	▲5.8		
企業倒産	実数(件)	764	853	828	負債総額 1千万円以上	東京商工 リサーチ調べ
	前年同月比(%)	7.3	▲5.8	5.7		